

## 23 消費者庁 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	230010	プロジェクト名	宝探しシステムプロジェクト	
要望事項 (事項名)	景品表示法の景品規制の緩和・撤 廃	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1024010	
提案主体名	RUSH JAPAN株式会社			

制度の所管・関係府省庁	消費者庁
該当法令等	不当景品類及び不当表示防止法
制度の現状	景品表示法は、過大な景品提供による不当な顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することをも目的としている。

求める措置の具体的内容	商品購入に付随する景品金額の制限を緩和・撤廃して、数百円で購入した『宝の地図』を元にリアルに宝を探し出せた場合に1億円規模の賞金を提供することを可能にする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>高額な賞金付の(実際に地域を訪れて宝箱を探し出す)『宝探し』を実施することにより、宝くじで実現している売上金による地域振興という効果に加え、人が動くことによる交通・宿泊・飲食を中心とした経済効果を地域に産み出すことが出来、結果として地域活性化を促進出来る。</p> <p>提案理由：</p> <p>現行の不当景品類及び不当表示防止法の規制によりクローズド懸賞の中で購入商品の20倍まで、かつ最大10万円までの賞品しか景品に設定出来ない。この金額帯では実際に地域を訪れ、探すという行動につながる動機づけにはなりづらく、大きな経済効果や反響をもたらしにくい。そこで本特例措置により、景品金額の上限を観光活性化を目的とした宝探しシステムに限り撤廃することで宝くじに替わる日本発の地域振興プログラムを産みだす。この施策により①宝の地図の売上の40%近くを地域に還元し(宝くじと同様)、②当該地域に宝を探すために人が動くことによる直接的な経済効果を産み出し、③実際に地域を訪れ、調べることで地域のファンとなり、リピーターを産みだすキッカケとなり、長期的な観光活性化を成し遂げることが可能である。</p> <p>現行法令下でも1イベントで4万人が実際に地域(福島県)を巡り、宝を発見し楽しんでいる企画のベースがある。このベースに賞金限度額の撤廃により50万人からの購入・参加が見込まれる。(当社アンケート結果より類推)</p> <p>当観光振興プログラムは全国の地域活性化に利用でき、参加者の利用満足度も高い。ゆくゆくは日本発の観光プログラムとして世界各国にプログラム販売を進めていくことが可能。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>景品表示法は、過大な景品提供による不当な顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。</p> <p>提案内容の「数百円で購入した『宝の地図』を元にリアルに宝を探し出せた場合に1億円規模の賞金を提供」する行為は、同法の「懸賞による景品類の提供」行為に当たると考えられることから、1億円規模の賞金を提供することは、景品規制の上限を超えるものである。</p> <p>景品規制の上限を超えた景品類の提供行為は、一般消費者による適正な商品選択を歪め消費者利益を害するものであり、地域活性化対策であれ何であれかかる弊害をもたらす制度を認めることは不適切であり、特区として対応することは不可である。</p> <p>なお、取引附随性がない企画であれば、景品表示法による景品規制とは関係なく、いわゆるオープン懸賞として実施できる。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<b>再検討要請</b>				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
<b>提案主体からの意見</b>				
<p>提案の参加者負担型の地域活性化手法について、『地域活性化対策であれ何であれかかる弊害をもたらす制度を認めることは不適切であり、不可である』と回答されたが、例えば地方財政資金の調達を目的とした当せん金付証券法が取り扱う『宝くじ』が行っている事業は地域活性化のために国で全国的に取り扱っている景品表示法の特例であり、当提案もその理念と目的は既存の取組と変わらない。更に言えば宝くじは収益金が地方財政の資金になるのみであるが、当提案は財政の資金となる他、参加者が該当地域を訪れることで直接的に地域に経済活動を引き起こす事業となっている。これは地域活性化を旨とする『特区』の理念に合致していると確信する。</p>				
<b>再検討要請に対する回答</b>	<b>「措置の分類」の見直し</b>	C	<b>「措置の内容」の見直し</b>	Ⅲ
<p>「宝くじ」による当せん金は、正常な商慣習に照らして取引の本来の内容をなすと認められる経済上の利益であるため、「取引に付随」する提供には当たらず、景品表示法上の景品類には該当しないものであり、景品表示法の特例ではなく、提案主体からの意見には理由がない。</p> <p>「地域活性化」が目的であれ、一般消費者による適正な商品選択を歪め消費者利益を害する制度を認めることは不適切であり、特区として対応することは不可である。</p> <p>なお、取引附随性がない企画であれば、景品表示法による景品規制とは関係なく、いわゆるオープン懸賞として実施できる。</p> <p>(※補足資料はこちら)</p>				

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<b>再々検討要請</b>				

提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ